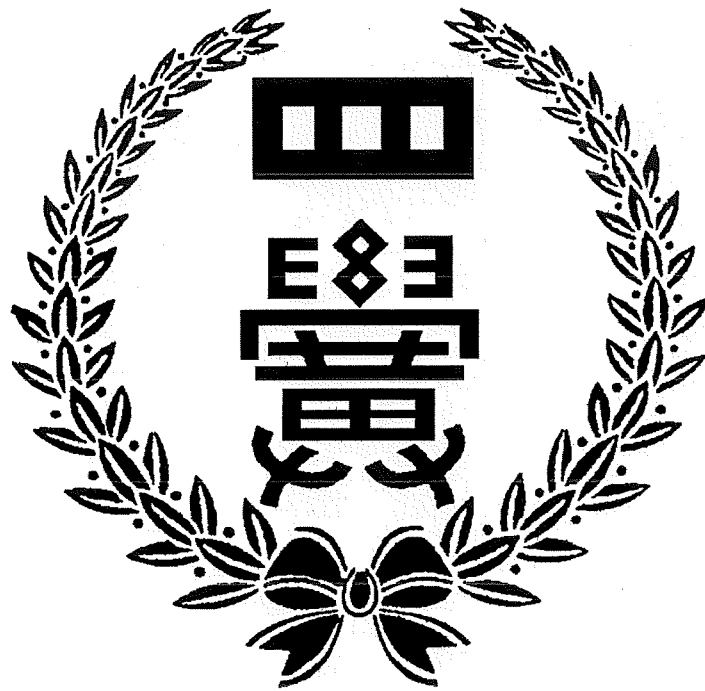


令和 8 年 度

P T A 定 期 総 会



四 街 道 小 学 校 P T A

次 第

1 令和7年度行事報告	P2
2 議 決 事 項	
(1) 令和7年度決算の報告及び承認に関する件	P3～P5
(2) 令和8年度活動方針(案)並びに行事計画(案)に関する件	P6
(3) 令和8年度予算(案)に関する件	P7～P8
(4) 令和8年度芸術鑑賞会積立金予算(案)に関する件	P9
(5) 令和8年度周年行事積立金予算(案)に関する件	P9
(6) 新執行部役員の信任に関する件	P10
(7) 四街道小学校PTA規約一部改正承認に関する件	別資料
3 規 約 ・ 規 程	別資料
(1) 四街道小学校PTA規約	
(2) 四街道小学校PTA慶弔規程	
(3) 四街道小学校PTA表彰規程	
(4) 四街道小学校PTA組織図	

令和7年度行事報告書

＜全体行事＞		＜地区補導委員会＞	
令和7年 6.4 第一回クリーン活動 6.26 第一回企画運営会議 10.21 第二回企画運営会議 29 第二回クリーン活動 11.20 運動会 令和8年 2.25 第三回企画運営会議 予算委員会 3.18 卒業式 3.24 離任式 4.9 入学式 21 PTA定期総会		令和7年 4.25 地区補導委員会代表顔合わせ 28 地区補導委員会代表新旧引き継ぎ 5.7 春の交通安全補導(7日・8日) 13 地区補導委員会だよりNo.1 15 1年生交通安全教室への参加 6.2 朝の交通安全補導(2日・3日) 7.1 朝の交通安全補導(1日・2日) 9.1 秋の交通安全補導(1日～3日) 10.6 朝の交通安全補導(6日・7日) 11.4 朝の交通安全補導(4日・5日) 令和8年度旗振り役員募集のお知らせ 12.1 朝の交通安全補導(1日・2日) 10 地区補導委員会からのお知らせマチコミ配信 令和8年 1.7 冬の交通安全補導(7日～9日) 8 令和8年度旗振り役員追加募集のお知らせ 2.2 朝の交通安全補導(2日) 3.2 朝の交通安全補導(2日・3日) 3 旗振り役員の引き継ぎ 5 地区補導委員会だよりNo.2	
＜執行部＞			
令和7年 5.2 第一回会長会 5.22 第二回会長会 6.21 市P連バレーボール大会 9.5 第三回会長会 10.3 第四回会長会 10.24 芸術鑑賞会 11.2 市P連ソフトボール大会 12.5 第五回会長会 令和8年 1.27 新入生説明会 2.20 第六回会長会 4.10 第七回会長会			
＜選考委員会＞			
令和7年 6.26 第一回選考委員会 9.12 第二回選考委員会 10.21 第三回選考委員会 12.18 第四回選考委員会 令和8年 1.13 次期執行部再募集 マチコミ配信			
＜環境整備部＞			
令和7年 5.2 新旧役員引き継ぎ 6.4 第一回クリーン活動 7.28 活動内容アンケート 10.29 第二回クリーン活動 11.18 落ち葉掃き 20 運動会の駐車場警備 12.3 落ち葉掃き(雨天中止) 12.10 落ち葉掃き 令和8年 3.10 校内清掃 12 校内清掃 16 校内清掃			
＜福利厚生部＞			
令和7年 5.15 新旧役員引き継ぎ 21 活動内容アンケート 30 ソフトボール大会選手募集のお手紙 印刷 ソフトボールユニフォームの管理 7.5 青少年健全育成推進大会参加 9月中 インクカートリッジ回収に向けての準備(9日～30日) 10.21 インクカートリッジの回収・発送 11.2 ソフトボール大会駐車場警備 11.16 WALLABY RUN ボランティア 11.20 運動会の片づけ			
		青少年補導委員	
		令和7年 6.13 パトロール 20 街頭歩道活動 24 パトロール 7.11 パトロール 18 朝のあいさつ運動 7月中 地区夏祭りパトロール 9.1 朝のあいさつ運動 3 育成センター・街頭パトロール 12 パトロール 10.10 パトロール 28 パトロール 11.14 パトロール 25 パトロール 12.12 パトロール 23 パトロール 令和8年 1.7 朝のあいさつ運動 9 公民館周辺パトロール 2.13 公民館周辺パトロール 24 公民館周辺パトロール 3.13 公民館周辺パトロール 24 公民館周辺パトロール	
		こども110番	
		令和7年 6.6 第一回担当者会議・報告 11.14 第二回担当者会議 令和8年 1月中 お礼状文書作成・発送作業 2月中 辞退者・宛先不明者等の対応 3月中 育成センターへの書類作成・提出随時 プレート交換・辞退者等の対応	

令和7年度 四街道小学校PTA 決算書

(単位 円)

総収入額	総支出額	残 額
4,307,843	1,787,831	2,520,012

収入の部

項 目	予算額	決算額	比較	付 記
会員会費	2,400,000	2,511,000	111,000	
繰越金	2,895,471	1,794,534	△ 1,100,937	
雑収入	1,000	2,309	1,309	利息
合 計	5,296,471	4,307,843	△ 988,628	

支出の部

款	項 目	予算額	決算額	比較	付 記	
一 般 活 動 費	需要費	事務・消耗品費	170,000	64,288	105,712	事務用品、印刷関係消耗品、清掃用品、PC関連アクセサリ等
		印刷機リース費	140,000	14,520	125,480	年間リース料
		接待費	7,000	29,410	△ 22,410	芸術鑑賞会お礼代等
		光熱費	0	0	0	
		旅費通信費	3,000	696	2,304	FAX送信料、振込手数料
	会議費	総会費	15,000	6,000	9,000	記念品代
	活動費	学級活動費	30,000	30,000	0	卒業式花束代
		レクリエーション費	100,000	82,618	17,382	ソフトボールユニフォーム購入費、PTA球技大会参加諸費他
		専門部等活動費	80,000	26,677	53,323	福利厚生部、環境整備部、地区補導委員会、執行部

款	項目	予算額	決算額	比較	付記	
	活動費	奉仕活動費	30,000	29,997	3	図書ボランティア活動費
		交通安全 防犯対策費	30,000	0	30,000	
		慶弔費	150,000	105,000	45,000	会員慶弔、離任式花束代、教職員餞別等
	福祉費	PTA保険費	70,000	55,755	14,245	PTA傷害保険加入費
	負担金		100,000	92,870	7,130	PTA各種負担金、こども110番負担金、 青少年補導委員負担金
	雑費		5,000	0	5,000	
	芸術鑑賞会積立金		200,000	200,000	0	
	周年行事積立金		50,000	50,000	0	
	予備費		2,901,471	0	2,901,471	
	小計		4,081,471	787,831	3,293,640	
学校活動費	教育奨励費	図書整備費	30,000	0	30,000	
		クラブ 活動費	265,000	133,400	131,600	陸上大会応援児童送迎バス代、 クラブ備品代
		飼育栽培費	50,000	9,439	40,561	玄関水槽飼育用品代、草花苗代
		運動会 発表会費	300,000	0	300,000	
	維持管理費	環境整備費	320,000	559,264	△ 239,264	敷地内整備外部委託代、修繕費、 燃料費、白衣購入費等
		保健費	10,000	1,940	8,060	熱中症対策用品代
		消耗品費	20,000	6,009	13,991	収納ケース代等
	校務費	学習 指導法費	80,000	129,672	△ 49,672	学習教材等購入費
		接待費	90,000	60,355	29,645	学校支援ボランティア接待、会議接待
		通信交通費	10,000	60,181	△ 50,181	コンクール出品送料、学校だより送付代
		研究補助費	20,000	12,000	8,000	研修会参加費
	雑費		10,000	27,740	△ 17,740	各種雑費
	予備費		10,000	0	10,000	
	小計		1,215,000	1,000,000	215,000	
	合計		5,296,471	1,787,831	3,508,640	

令和7年度 芸術鑑賞会積立金

(単位:円)

	収 入	支 出	残 高
前年度繰越	1,406,220	0	1,406,220
利息	2,361	0	1,408,581
令和7年度積立金	200,000	0	1,608,581
芸術鑑賞会費	0	450,000	1,158,581
合 計	1,608,581	450,000	1,158,581

令和7年度 周年行事積立金

(単位:円)

	収 入	支 出	残 高
前年度繰越	307,755	0	307,755
利息	595	0	308,350
令和7年度積立金	50,000	0	358,350
合 計	358,350	0	358,350

会 計 監 査 報 告

令和7年度四街道小学校PTA会計監査を、令和8年4月7日に終了したので、下記の通り報告いたします。

記

1. 諸帳簿の記載は明確、証拠書類もよく整理されている。
2. 支出は各部各項目とも、妥当である。
3. 会費の納入状況は、良好である。

令和8年4月7日

PTA会計監査

山下 ひとみ



同 上

綿貫 純子



令和8年度 PTA活動方針(案)

1. 子どもを事故や災害から守るための運動を展開する。
2. 会員相互の親睦を深める機会をもつとともに、新しい時代に即した保護者としての研修を進める。
3. 各専門部、地区補導の活動並びに学年・学級を活発にする。
4. 厚生に関する事業として学校の環境美化に協力する。
5. 福祉教育の推進活動に協力する。
6. 四街道西中学区三校の連携協力を密にし校外生活の指導充実と子どもの健全育成を図る。
7. その他教育活動進展に寄与する。

令和8年度 PTA行事計画(案)

主な全体行事

- ・PTA総会 ・企画運営会議
- ・勤労奉仕その他厚生に関する活動
- ・P連行事参加
- ・対外行事への参加

各部・委員会などの計画する行事

- ・福利厚生部(市P連球技大会参加に関わる協力・インクカートリッジ回収・発送)
- ・環境整備部(クリーン活動・運動会のお手伝いなど)
- ・地区補導委員会(地区活動、交通補導、交通安全指導、校外指導、講習会の参加)

※PTAへの加入は任意です。

令和8年度 四街道小学校PTA 予算書(案)

(単位 円)

総収入額	総支出額	残 額
4,195,534	4,195,534	0

収入の部

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	付 記
会員会費	2,400,000	2,400,000	0	600世帯×4,000円
繰越金	1,794,534	2,895,471	△ 1,100,937	
雑収入	1,000	1,000	0	利息、防犯ストラップ再販代
合 計	4,195,534	5,296,471	△ 1,100,937	

支出の部

款	項 目	予算額	前年度 予算額	増 減	付 記	
一 般 活 動 費	需要費	事務・消耗品費	120,000	170,000	△ 50,000	事務用品、消耗品全般 (印刷関係、PC関連アクセサリ、清掃用品等)
		印刷機リース費	15,000	140,000	△ 125,000	リース料のみ(年間14,520円)
		接待費	25,000	7,000	18,000	教育関係来賓接待、 芸術鑑賞会お礼代等
		光熱費	0	0	0	暖房費
		旅費通信費	3,000	3,000	0	各種研修会交通費、切手代、 振込手数料、FAX送信料
	会議費	総会費	15,000	15,000	0	記念品代
	活動費	学級活動費	0	30,000	△ 30,000	卒業式花束代廃止(R8年度～)
		レクリエーション費	100,000	100,000	0	PTA球技大会参加諸費他
		専門部等活動費	80,000	80,000	0	福利厚生部、環境整備部、執行部は各1万円 地区補助委員会は5万円(お礼状の切手代含む)

款	項目	予算額	前年度 予算額	増減	付記	
	活動費	奉仕活動費	30,000	30,000	0	図書ボランティア活動費
		交通安全 防犯対策費	30,000	30,000	0	防犯用ネックストラップ代等
		慶弔費	130,000	150,000	△ 20,000	会員慶弔、教職員餞別等 離任式花束代廃止(R8年度～)
	福祉費	PTA保険費	70,000	70,000	0	PTA傷害保険加入費
	負担金		100,000	100,000	0	PTA各種負担金、こども110番負担金、 青少年補導委員負担金
	雑費		5,000	5,000	0	ごみ処分料等
	芸術鑑賞会積立金		200,000	200,000	0	芸術鑑賞会代等
	周年行事積立金		50,000	50,000	0	記念写真代等
	予備費		2,222,534	2,901,471	△ 678,937	項目外支出、各種活動費補助、 修理費、PC・プリンター等PC周辺機器他
	小計		3,195,534	4,081,471	△ 885,937	
学校活動費	教育奨励費	図書整備費	0	30,000	△ 30,000	学校図書室整備費
		輸送費	400,000	265,000	135,000	児童送迎バス・電車代 (クラブ活動費から勘定科目を変更)
		飼育栽培費	20,000	50,000	△ 30,000	玄関水槽飼育用品代、草花苗代
		運動会 発表会費	0	300,000	△ 300,000	運動会物品等購入費
	維持管理費	環境整備費	300,000	320,000	△ 20,000	敷地内整備外部委託代、修繕費、 花壇用草花苗代、燃料費、白衣購入費
		保健費	10,000	10,000	0	消毒液・歯科指導物品等購入費
		消耗品費	10,000	20,000	△ 10,000	ラベル代等
	校務費	学習活動費	80,000	80,000	0	学習教材購入費、見学経費 (学習指導法費から勘定科目を変更)
		接待費	70,000	90,000	△ 20,000	学校支援ボランティア接待、会議接待
		通信交通費	40,000	10,000	30,000	コンクール出品送料、学校だより送付代
		研究補助費	50,000	20,000	30,000	研究教材購入費、研修会参加費
	雑費		20,000	10,000	10,000	各種雑費
	予備費		0	10,000	△ 10,000	
	小計		1,000,000	1,215,000	△ 215,000	
合計		4,195,534	5,296,471	△ 1,100,937		

令和8年度 芸術鑑賞会積立金 予算(案)

(単位 円)

	予算額	前年度予算	増減
芸術鑑賞会積立金	200,000	200,000	0

令和8年度 周年行事積立金 予算(案)

(単位 円)

	予算額	前年度予算	増減
周年行事積立金	50,000	50,000	0

令和8年度PTA役員候補

役 職	氏 名
会 長	雨宮 裕次郎
副会長	原 紗恵
//	橋口 愛
//	中山 香織
書 記	金丸 真央
//	水村 和香菜
//	並木 美咲
幹 事	畑中 栄美子
//	久我 純鈴
会計監査	佐藤 友紀恵
//	岩渕 綾子

四街道小学校 P T A

◇規 約

◇慶弔規程

◇表彰規程

保存版

令和 8 年度 改訂版

四街道市立四街道小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は名称を四街道市立四街道小学校 P T A といひ事務局を四街道市四街道 1 5 5 7 番地四街道市立四街道小学校（以下本校といひ）内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の教育及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 児童の奨学と補導を行う。
2. 教育環境の整備に努める。
3. 会員の教養を高め相互の親睦と連絡を密にする。
4. 児童並びに会員の教育に有益な各種の行事を行う。
5. その他民主教育に必要なことを行う。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針により活動する。

1. 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制干渉も受けない。
2. 本会は教職員その他関係当局と教育問題について討議し、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の人事や管理には干渉しない。
3. 本会は児童並びに青少年の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者並びに本校の教職員とする。

第 6 条 本会の会員は下の会費を納めるものとする。

本会の会費は年間 4, 0 0 0 円の会費を納入するものとする。

第 7 条 会員は第 2 条及び第 3 条に定められた目的を達成するための活動につき、与えられた権限において平等である。

第 5 章 経 費

第 8 条 本会の経費は会費、事業収及び寄付金によって支弁される。

第 9 条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 1 0 条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 1 1 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。

第 6 章 役 員

第 1 2 条 本会に下記の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 副会長 | 若干名 |
| 書 記 | 若干名 | 幹 事 | 若干名 |
| 会計監査 | 若干名 | | |

2. 校長は学校経営の責任者として P T A に参加する。

第 1 3 条 各役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を司る。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。
3. 書記は会議等記録及び必要な事務処理にあたる。
4. 幹事は会計並びに事務の処理にあたる。
5. 会計監査は会計を監査する。

第 1 4 条 本会の役員はすべて無給とする。

第15条 ~~役員~~の任務は執行部2年、他(会計監査含む)1年とする。~~ただし、再任を妨げない。~~
~~この間は、とくに事情がない限り他の会員と交代することはできない。~~
役員は会長1年、他の執行部2年、他(会計監査含む)1年とする。ただし、再任を妨げない。この間は、とくに事情がない限り他の会員と交代することはできない。

第16条 役員

の選出方法は次によりこれを定める。

会長、副会長、書記、幹事、会計監査は総会時に承認を得てこれを決定する。

第7章 機関及び委員

第17条 本会に下記の機関を置く。

総会、執行部、選考委員会、地区補導委員会、専門部会

第18条 定期総会は毎年年度初めに開催する。ただし、会長が特に必要と認めた場合、又は会員5分の1以上の請求があった場合は臨時に開催することができる。

総会は次の事項を定める。

1. 本会の活動の大綱
2. 規約及び規程の変更
3. 新年度役員
- の選出及び委員の承認
4. 予算・決算の承認
5. その他本会の目的達成に必要な事項
6. 原則学校ホームページ開催とする

第19条 総会における定数及び決議については以下のとおりとする。

1. 総会の定数は会員の5分の1以上とする。
2. 総会の議事は、出席者の互選により選出された議長が進行する。
3. 総会は、委任状を含む出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第20条 執行部は、総会に次ぐ議決機関にあたり下記の任務をもつ。

1. 総会の運営及び決定事項の執行
2. 予算案並びに決算に関する事項
3. 選考委員会、地区補導委員会、専門部から選出された議案の審議に関する事項
4. 運営面に対する審議事項

第21条 選考委員会は下記の任務をもつ。

1. 推薦に限らず、立候補した場合も第三者の立場である選考委員の意見や考えを取り入れることで、公平な執行部役員を選出することができる。
2. 各学年より若干名選出する。

第22条 地区補導委員会は下記の任務をもつ。

1. 校外指導に関する事項
2. 青少年健全育成
3. 伝達事項
4. 代表者を若干名選出する。

第23条 専門部には次の2つを常置する。

1. 福利厚生部 ウェブベルマーク及びベルマーク収集(トナー)による学校設備及び備品等の助成、会員の厚生に関する事項(PTA球技大会関係)
2. 環境整備部 年間行事に向けての環境整備
3. 福利厚生部、環境整備部は部長、副部長、書記、会計を若干名選出する。

第24条 本会の組織概略図を別紙の通りで定める。

第25条 本規約は昭和34年4月20日より発効するものとする。

(一部改正 昭和35年 4月26日)	(〃 平成 5年 4月28日)
(〃 昭和36年 4月26日)	(〃 平成11年 4月17日)
(〃 昭和40年 4月24日)	(〃 平成18年 1月19日)
(〃 昭和42年 4月22日)	(〃 平成22年 4月23日)
(〃 昭和51年 4月28日)	(追記 平成25年 9月 6日)
(〃 昭和52年 4月28日)	(一部改正 平成27年 4月28日)
(〃 昭和54年 4月27日)	(〃 平成31年 4月24日)
(〃 昭和58年 5月 4日)	(〃 令和 5年 4月28日)
(〃 昭和59年 5月 7日)	(〃 令和 6年12月23日)
(〃 昭和62年 2月13日)	(〃 令和 7年 4月25日)
(〃 平成 4年 2月28日)	(〃 令和 8年 4月21日)

四街道小学校PTA慶弔規程

- 第 1 条 本規程を四街道小学校PTA慶弔規程と呼ぶ。
- 第 2 条 本規程は、主としてPTA会員の慶弔事項について規定する。
- 第 3 条 本規程は、PTA会員の親睦と相互扶助をその目的とする。
- 第 4 条 本規程に抛りがたい特別の場合に限り、PTA役員及び学校長の協議により処理することができる。
- 第 5 条 PTA会員の慶事については、次の通りとする。
- (1) 会員が教育関係で、市以上の団体から表彰を受けた場合……………
5,000 円
- (2) 教職員会員の結婚及び出産の場合……………5,000 円
- 第 6 条 PTA会員に対する香料は次の通りとする。
- (1) 会員本人の場合……………5,000 円
- (2) 本校在校生の場合……………10,000 円
- 第 7 条 教職員会員が転退職した場合の記念品及び餞別金は次の通りとする。
- (1) 校長、教頭 ……………10,000 円
- (2) その他教職員……………5,000 円
- 第 8 条 前条までの慶弔金は、会長、校長、関係者代表が訪問し、現金または物品を本人または家人におくすることを原則とする。
- ただし、第7条の場合は、この限りではない。
- 第 9 条 本規程による資金はPTA慶弔費より支出する。
- 第10条 すべての返礼は、第3条の精神にのっとり、かたく遠慮するものとする。
- 第11条 本規程の改廃は、執行部で決定し、総会で了承を得るものとする。
- 第12条 本規程は、昭和56年4月28日より実施するものとする。
- 付 則 本規程は、毎年度、執行部で審議し、実情に添うよう改廃することが望ましい。
- (一部改正 平成15年4月25日)
- (〃 平成18年4月20日)
- (〃 平成27年4月28日)
- (〃 令和 7年4月25日)

四街道小学校 P T A 表彰規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、四街道小学校 P T A 振興に特に功績のあった個人または団体を表彰するに必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第 2 条 個人に対する表彰は次の各号の一つに該当するものについて行う。

1. 児童の福祉の増進及び P T A の発展に尽力しその功績が顕著なもの。
2. 教育文化の発展に貢献、その業績が顕著なもの。
3. P T A 役員を継続して 3 年間勤めたもの。
4. 前各号に掲げるもののほか表彰することが適当と認められるもの。

第 3 条 団体に対する表彰は前条第 3 号を除く各号に該当するものについて行う。

(表彰者の決定)

第 4 条 この規程により表彰を要すると認められるものがあるときは、執行部にはかり会長が決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は記念品を授与してこれにかえる。

第 6 条 この規程の施行について必要な事項は執行部で定める。

付 則

この規程は昭和 5 9 年 5 月 7 日から施行する。

(一部改正 平成 5 年 4 月 2 8 日)

(" 平成 2 7 年 4 月 2 8 日)

(" 令和 7 年 4 月 2 5 日)

